

令和 7 年 1 1 月 2 8 日
北 海 道 開 発 局**指名停止措置を行いました**

～「独占禁止法違反行為」～

北海道開発局は、東邦車輛株式会社及び日本トレクス株式会社に対し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、指名停止 2 か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 5 号に該当）

公正取引委員会は、東邦車輛株式会社及び日本トレクス株式会社が、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 9 月 2 4 日、その事実を公表し、このうち日本トレクス株式会社に対して独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
東邦車輛株式会社	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀 4 1 2 0 番地
日本トレクス株式会社	愛知県豊川市伊奈町南山新田 3 5 0 番地

2. 指名停止措置期間：令和 7 年 1 1 月 2 8 日～令和 8 年 1 月 2 7 日（2 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 5 号

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当局の所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝（内線 5703）
開発監理部 会計課 上席専門官 小川 英人（内線 5833）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>